准看護師試験基準の一部を改正する件について (概要)

令 和 4 年 10 月 厚生労働省医政局看護課

1. 改正の趣旨

- 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条において、准看護師試験は、 都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、行うこととされており、准看護師試 験基準(平成12年厚生省告示第136号。以下「告示」という。)により、その基準を定め ている。
- 准看護師試験については、その試験科目が保健師助産師看護師法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 34 号)第 23 条において定められているところ、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号)により、准看護師の教育内容が見直されたことに伴い、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 179 号)を公布し、准看護師の試験科目の改正を行った。
- 改正後の准看護師の試験科目は令和5年4月1日から施行することとなっている。これ に伴い、告示で定めている准看護師試験の基準についても所要の改正を行う。

2. 改正の内容

○ 告示に定める准看護師試験の基準のうち、科目及び問題数について、以下のように改正 する。

改正前	
試験科目	問題数
人体の仕組みと働き	9
食生活と栄養	3
薬物と看護	<u>3</u>
疾病の成り立ち	6
<u>感染と予防</u>	3
看護と倫理	2
患者の心理	<u>3</u>
保健医療福祉の仕組み	2
看護と法律	2
基礎看護	43
成人看護	3 6
老年看護	1 4
母子看護	1 2
精神看護	1 2
合計	1 5 0



改正後	
試験科目	問題数
人体の仕組みと働き	9
<u>栄養</u>	3
<u>薬理</u>	<u>4</u>
疾病の成り立ち	8
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
保健医療福祉の仕組み	2
看護と法律	2
基礎看護	48
成人看護	3 6
老年看護	1 4
母子看護	1 2
精神看護	1 2
合計	1 5 0

3. 根拠条項

○ 保健師助産師看護師法第18条

4. 適用期日等

○ 告示日:令和4年12月上旬(予定)

○ 適用期日:令和5年4月1日